

令和7年度知立市保育所入所指数表

【基礎点】保護者及び同居の祖父母等					令和7年度入所より適用			
入所基準					父	母	祖父	祖母
要件	細目				配点	配点	配点	配点
就労	居宅外	外勤及び 自営主体	勤務時間 (休憩時間を除く)	月150時間以上	100	100	20	20
				月140時間以上	97	97	19	19
				月130時間以上	93	93	19	19
				月120時間以上	90	90	18	18
				月110時間以上	85	85	17	17
				月100時間以上	82	82	16	16
				月90時間以上	75	75	15	15
				月80時間以上	72	72	14	14
				月70時間以上	65	65	13	13
				月60時間以上	57	57	12	12
				月50時間以上			11	11
				月40時間以上			8	8
				月30時間以上			6	6
				月20時間以上			4	4
				月10時間以上			2	2
		自営補助	勤務時間 (休憩時間を除く)	月150時間以上	81	81	18	18
				月140時間以上	79	79	17	17
				月130時間以上	76	76	17	17
				月120時間以上	73	73	16	16
				月110時間以上	68	68	15	15
				月100時間以上	67	67	14	14
				月90時間以上	62	62	13	13
				月80時間以上	58	58	12	12
				月70時間以上	52	52	11	11
				月60時間以上	46	46	10	10
				月50時間以上			8	8
				月40時間以上			7	7
				月30時間以上			5	5
				月20時間以上			2	2
				月10時間以上			1	1
	農業	主体者		6ヶ月以上、40アール以上	80	80	18	18
		補助者			49	49	12	12
	居宅内	自営主体	勤務時間 (休憩時間を除く)	月150時間以上	80	80	18	18
				月140時間以上	78	78	17	17
				月130時間以上	75	75	17	17
				月120時間以上	72	72	16	16
				月110時間以上	66	66	15	15
				月100時間以上	64	64	14	14
				月90時間以上	59	59	13	13
				月80時間以上	55	55	12	12
				月70時間以上	49	49	11	11
				月60時間以上	43	43	10	10
				月50時間以上			8	8
				月40時間以上			7	7
				月30時間以上			4	4
				月20時間以上			2	2
				月10時間以上			1	1
		自営補助	勤務時間 (休憩時間を除く)	月150時間以上	49	49	12	12
				月140時間以上	47	47	11	11
				月130時間以上	45	45	11	11
				月120時間以上	43	43	10	10
				月110時間以上	41	41	9	9
				月100時間以上	39	39	9	9
				月90時間以上	36	36	8	8
				月80時間以上	33	33	8	8
		内職	収入金額	月70時間以上	30	30	7	7
				月60時間以上	26	26	6	6
				月50時間以上			5	5
				月40時間以上			4	4
				月30時間以上			3	3
				月20時間以上			2	2
				月10時間以上			1	1
				月50,000円以上	40	40	8	8
				月45,000円以上	36	36	7	7
				月40,000円以上	32	32	6	6
				月35,000円以上	28	28	5	5
				月30,000円以上	24	24	4	4
				月25,000円以上	20	20	3	3

- ※同点により判定を有する場合は以下の順に利用調整を行う。
- 1) 入所要件 災害復旧＞虐待・DV＞妊娠・出産＞疾病・障がい＞介護・看護＞就労＞就学＞求職活動＞育児休業＞その他
 - 2) 基礎点 基礎点が同じ場合は、父・母のうち一月当たりの勤務時間(休憩時間を除く)が短いほう(以下「勤務時間が短い保護者」という。)同士を比較し、当該勤務時間の長い順とする。
 - 3) 通勤時間 勤務時間が短い保護者の通勤時間の長い順とする。
 - 4) きょうだい 多胎児、きょうだいと同じ保育所等に入所、別の保育所等に入所の順とする。
 - 5) 既入所 前年度に3歳未満児であって育児休業取得等の理由で退所した場合
 - 6) 待機状況 転園より待機を優先、申込みから利用調整までの期間の長い順とする。
- 上記でも優先順位が決定できないときはエクセルにより抽選を行う。

※両親不存在の場合は、祖父母等を父・母とみなして配点する。
※就労予定者は申込時点で就労実績がない者とする。(育休復職を除く)。
※就学予定者は申込時点で合格していない者とする。
※市内別居の祖父母等に係る給与明細、治療状況等の確認書類の提出があるときは減点しない。
※入所要件に係る調査書及び添付書類がない場合は申込みを受理しない。
※その他の必要書類が提出されていない場合は減点し、提出のあった次の利用調整から減点しない。
※保育料等の滞納があっても計画納付又は児童手当等による徴収申出がある場合は減点しない。
※居宅内就労者であっても、自営主体及び自営補助以外である場合は居宅外就労者と同等に扱う。
※上記の通勤時間は、地図検索サイト「MapFan」により算出された通勤時間とする。

保育所等名			児童氏名								
入所基準											
要件	細目			父 配点	母 配点	祖父 配点	祖母 配点				
災害復旧	自宅及び近隣で災害復旧に従事			110	110	25	25				
求職活動	入所後活動開始及び居宅内活動			2	2	1	1				
	居宅外活動(添付資料あり)			3	3	1	1				
妊娠・出産	産前8週(多胎児の場合は前14週)			／	100	／	20				
	産後8週			／	75	／	15				
疾病・障がい	病院受診	入院	退院まで	100	100	20	20				
		通院	週5回以上	80	80	16	16				
			週3回以上	60	60	12	12				
	居宅療養	常時臥床		100	100	20	20				
		身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、要介護4・5に該当		70	70	14	14				
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級又は精神障害者医療受給者、療育手帳B・C、要介護1～3に該当		55	55	11	11				
		その他		40	40	8	8				
	介護・看護	居宅介護	要介護4・5相当	継続して常時介護が必要	90	90	18	18			
要介護1～3相当			日常生活動作に介助が必要	50	50	10	10				
その他			要支援、一般療養等	30	30	6	6				
病院・障害児通所施設等付添		週5回以上		70	70	14	14				
		週3回以上		50	50	10	10				
		その他		30	30	6	6				
就学	居宅外	大学等 職業訓練	就学時間 (休憩時間を除く)	月150時間以上	100	100	20	20			
				月140時間以上	97	97	19	19			
				月130時間以上	93	93	19	19			
				月120時間以上	90	90	18	18			
				月110時間以上	85	85	17	17			
				月100時間以上	82	82	16	16			
				月90時間以上	75	75	15	15			
				月80時間以上	72	72	14	14			
				月70時間以上	65	65	13	13			
				月60時間以上	57	57	12	12			
				月50時間以上	／	／	11	11			
				月40時間以上	／	／	8	8			
				月30時間以上	／	／	6	6			
				月20時間以上	／	／	4	4			
				月10時間以上	／	／	2	2			
				居宅内	大学等の通信教育課程			30	30	6	6
				育児休業	当該年度に復職希望あり(きょうだいの調査書を添付)			復職時の就労点数			
					当該年度に復職希望なし又は翌年度以降に復職			10	10	2	2
				その他	産後6か月(転園のみ)			育児休業と同じ点数			
	障がいをする本児の監護により就業等が困難な場合 ※保護者等のうちいずれかに適用				50		10				